

国土交通省 東北地方整備局 仙台河川国道事務所
三陸国道事務所
令和2年4月29日5時30分発表

国道45号 応急対策・通行止め『解除』の お知らせ（第8報）

令和2年4月25日3時50分に国道45号 気仙沼市東八幡前地内において、法面崩落が確認されたため、通行止めを行っていましたが、**応急対策が完了し、現地の安全が確認されたことから、4月29日5時30分に通行止めを解除し、片側交互通行へ移行しましたのでお知らせします。**

引き続き、早期規制解除に向け取り組んで参りますので、ご理解とご協力をお願いします。

1. 復旧作業状況

- ・ 現在までの状況：25日 17時 5分 応急対策(大型土のう等による土留対策)完了
25日 17時 5分 応急対策(崩落の危険性がある土砂の撤去)開始
29日 5時00分 **応急対策・現地安全確認完了**
5時30分 **通行止め解除（片側交互通行へ移行）**
- ・ 今後の予定：**崩落した法面の復旧工事**

2. 通行規制情報

- ・ 規制箇所：国道45号 気仙沼市東八幡前 地内
- ・ 規制内容：**片側交互通行**
※なお、降雨等の影響に伴う法面変状の恐れがある場合には、道路利用者の安全を確保するため、通行止めを実施することがあります。
- ・ 規制開始時間：令和2年4月29日（水）5時30分～
※全面通行規制解除（対面通行）は、見込みが立ち次第、発表します。

お問い合わせ先

【宮城県側】 国土交通省 東北地方整備局 仙台河川国道事務所
TEL 022 (248) 4131 (代表)
(工事・規制関係) 副所長 外崎 高広 (とのさき たかひろ) 内線205
【岩手県側】 国土交通省 東北地方整備局 三陸国道事務所
TEL 0193 (62) 1711 (代表)
(規制関係) 管理課長 金濱 巨晃 (かねはま なおあき) 内線431

三陸沿岸道、国道45号 規制箇所

